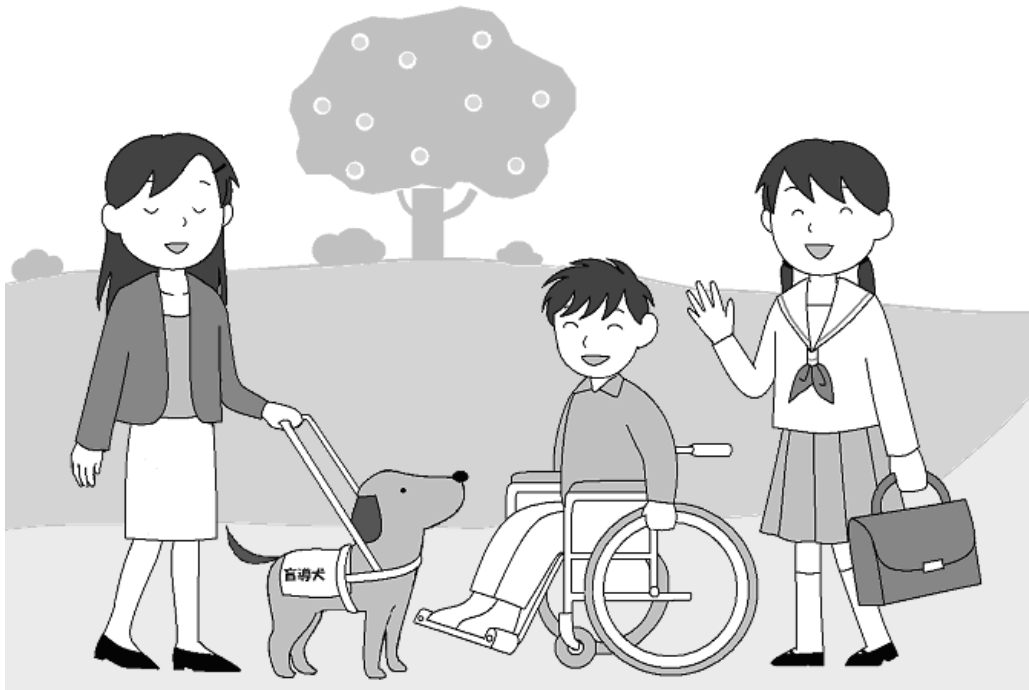


# ふれあい

障害福祉のご案内



大和郡山市福祉健康づくり部厚生福祉課

## 目次

### 1) 手帳の交付を受けるには

P1 ... 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

### 2) 相談窓口

P2 ... 大和郡山市福祉事務所(厚生福祉課障害福祉係)、大和郡山市保健センター(さんて郡山)、奈良県身体障害者更生相談所・奈良県知的障害者更生相談所、奈良県中央こども家庭相談センター、家庭児童相談室

P3 ... 郡山保健所、大和郡山公共職業安定所(ハローワーク大和郡山)、民生・児童委員、身体障害者相談員・知的障害者相談員、大和郡山市社会福祉協議会(大和郡山市社会福祉会館)、奈良県障害者 110 番

P4 ... 大和郡山市3支援センター(はあと・りんく・ふらっと)

### 3) 日常生活の援助

P5 ... 補装具費の支給(交付・修理)

P6 ... 日常生活用具の給付・貸与、補装具・日常生活用具の給付の流れ

P7 ... 補装具業者一覧(日常生活用具も一部含む)

P9 ... 日常生活用具種目表

P13 ... 紙おむつ及びおむつカバーの支給、訪問看護、機能回復訓練(スポーツトレーニング教室)

P14 ... 119 番登録制度、訪問理容サービス、点字シールの貼付、福祉機器の貸出(短期)

### 4) 障害福祉サービス

P15 ... 障害福祉サービスの内容:在宅系サービス

P16 ... 障害福祉サービスの内容:施設系サービス(日中活動の場)

P17 ... 障害福祉サービスの内容:施設系サービス(住まいの場)

P18 ... 障害福祉サービスの利用の流れ

P19 ... 障害福祉サービスを利用するための費用、地域生活支援事業を利用するための費用

### 5) 社会参加

P20 ... 手話通訳者の派遣、要約筆記奉仕員の派遣、自動車運転免許取得費の助成、自動車改造費の助成

P21 ... 駐車禁止除外指定車標章の交付、中途失明者の緊急生活訓練、盲導犬及び介助犬の貸与、九条公園プールの無料利用、郵便による不在者投票、ふれあい教室

## 6) 医療

- P22 ... 心身障害者医療、重度心身障害老人等医療、後期高齢者医療、母子医療、自立支援医療(更生医療・育成医療)
- P23 ... 自立支援医療(精神通院)、自立支援医療(精神通院)医療費助成金、特定疾患医療、小児慢性疾患医療

## 7) 年金・手当・貸付け

- P24 ... 障害基礎年金(国民年金)、特別障害給付金、特別児童扶養手当
- P25 ... 児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、大和郡山市心身障害者(児)介護手当、大和郡山市外国人障害者特別給付金
- P26 ... 貸付制度、心身障害者扶養共済制度

## 8) 税金等

- P27 ... 所得税・住民税、事業税、相続税、少額預金等利子非課税制度
- P28 ... 自動車税・軽自動車税・自動車取得税、生計同一証明書の発行手続き

## 9) 各種料金の割引

- P29 ... 鉄道運賃の割引、バス運賃の割引(一般路線バス・大和郡山市コミュニティバス「元気城下町号」)
- P30 ... タクシー運賃の割引、タクシー運賃の助成(福祉タクシー券の交付)、航空運賃(国内線)の割引、有料道路通行料金の割引
- P31 ... NHK放送受信料の減免、点字郵便物の無料扱い、電話番号の無料案内、携帯電話の障害者割引

## 10) 施設の利用について

- P32 ... 大和郡山市社会福祉会館(大和郡山市社会福祉協議会)、奈良県心身障害者福祉センター、奈良県社会福祉総合センター

## 11) 関係団体

- P33 ... 障害者団体・家族会、ボランティア団体

## 12) 各種制度一覧表(P34、P35)

この冊子は、平成 22 年 1 月 1 日現在の内容でご案内しています。

この冊子は、身体障害者、知的障害者、精神障害者のみなさまに各種の福祉制度の概要と相談窓口などを紹介し、日常生活の手引きとしていただくために作成しました。

：各種制度を利用するためには条件がありますので、詳しい内容や手続きなどについては、前もってそれぞれの窓口にお問い合わせ下さい。

：最後のページに「各種制度一覧」を掲載していますので、参考にしてください。

：冊子内の用語について

「障害者」…身体障害者、知的障害者、精神障害者を総称しています。

「障害児」と区別していない場合には、年齢を問いません。

「内部障害」…心臓、呼吸器、じん臓、直腸・ぼうこう、小腸、免疫機能障害を総称しています。

介護保険制度(窓口は介護福祉課)の対象者が、下記のサービス利用を希望される場合は、介護保険制度からの給付(レンタル)が優先されます。ただし、「要支援」「要介護1」の人は、介護保険制度の対象とならないものもあります。

・補装具費の支給(交付)

車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助杖(ただし一本杖を除く)

・日常生活用具の給付

特殊寝台、特殊マット、体位変換器、移動・移乗支援用具(=歩行支援用具)、移動用リフト、特殊尿器、入浴補助用具、便器、浴槽、居宅生活動作補助用具(=住宅改修費)

介護保険対象者とは、以下の または に該当する人です。

…65歳以上で「要介護」または「要支援」状態となった人(第1号被保険者)

…40歳以上65歳未満の人で、老化が原因とされる以下16疾病によって「要介護」

または「要支援」状態となった人(第2号被保険者)

・筋萎縮性側索硬化症(ALS)

・後縦靭帯骨化症

・骨折を伴う骨粗鬆症

・多系統萎縮症

・初老期における認知症、アルツハイマー病、神経変性疾患(ピック病等)など

・脊髄小脳変性症

・脊柱管狭窄症

・早老症(ウェルナー症候群)

・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症

・脳血管疾患(脳出血、脳梗塞、くも膜下出血、硬膜下血腫など)

・進行性核上性麻痺、大脳基底核変性症およびパーキンソン病

・閉塞性動脈硬化症

・関節リウマチ(悪性疾患リウマチ)

・慢性閉塞性肺疾患(肺気腫、気管支喘息、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎)

・両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

・末期ガン

# 1) 手帳の交付を受けるには

## 身体障害者手帳

**窓口:厚生福祉課**

身体に障害のある人が、さまざまな援助を受けるために必要となるものです。障害の程度により、1級から6級までの区分があります。対象となる障害は、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・しゃく機能、肢体不自由(上肢・下肢・体幹・脳原性上肢・脳原性移動)、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫機能です。

(申請に必要なもの)

- ・身体障害者手帳交付等申請書(押印または自筆の署名が必要)
  - ・顔写真(たて4cm×よこ3cm)1枚(ポラロイド不可)
  - ・診断書(様式および医師の指定あり)
- 障害等級変更、障害名追加、住所・氏名の変更、紛失・破損による再交付、死亡等のときも、所定の手続きが必要です。

## 療育手帳

**窓口:厚生福祉課**

知的障害のある人が、さまざまな援助を受けるために必要となるものです。障害の程度は、知能の発達・社会性・日常生活動作などを年齢に応じて総合的に判定し、A(最重度・重度)・B(中軽度)に区分されます。この判定の実施機関は次の通りで、事前予約制となっています。

年齢の区分	判定機関
18歳未満の人	奈良県中央こども家庭相談センター (奈良市紀寺町 833、電話 0742-26-3788)
18歳以上の人	奈良県知的障害者更生相談所 (磯城郡田原本町多 722、電話 0744-32-0210)

(申請に必要なもの)

- ・療育手帳交付等申請書(押印または自筆の署名が必要)
  - ・顔写真(たて4cm×よこ3cm)1枚(ポラロイド不可)
  - ・印鑑(認印でも可)
- 18歳以上で新規申請される人(再判定の人は除く)は厚生福祉課での判定前面談で母子手帳・出身学校の成績表等の参考資料も必要になりますので、別途お問い合わせ下さい。

## 精神障害者保健福祉手帳

**窓口:厚生福祉課**

一定の精神障害のために、長期にわたり日常生活や社会生活上の制約を受けている人が対象です。障害の程度により、1級から3級までの区分があります。

(申請に必要なもの)

- ・精神障害者保健福祉手帳交付申請書(押印または自筆の署名が必要)
  - ・顔写真(たて4cm×よこ3cm)(ポラロイド不可)
  - ・診断書(精神科の初診日から6ヶ月以上経過しているものに限る。様式の指定あり)
- 障害年金証書(裁定通知書)又は年金支払通知書の写しと同意書でも申請できます。

## 2) 相談窓口

相談窓口 所在地等	相談内容等
大和郡山市福祉事務所 (厚生福祉課障害福祉係) 〒639-1198 大和郡山市北郡山町 248-4 Tel :0743-53-1151 (内 535・538) Fax:0743-55-2351(直通)	障害者手帳の交付申請、手帳取得後の福祉サービス(本冊子の記載内容)の利用申請、または障害福祉制度に関する一般的な相談を受け付けます。
大和郡山市保健センター (さんて郡山) 〒639-1136 大和郡山市本庄町 317-2 Tel :0743-58-3333 Fax:0743-58-3330	健康相談、育児相談、予防接種の他、乳幼児、妊産婦、寝たきり症状、痴呆症状のある人等を対象に保健師等が訪問し、本人やその家族に対して必要な保健指導を行います。 また、40歳以上の市民を対象として、保健師・管理栄養士が個々の健康に関する問題について個別相談に応じています。関係機関と連携して、障害者の健康の保持・増進にも取り組んでいます。
奈良県身体障害者更生相談所 奈良県知的障害者更生相談所 〒639-0345 磯城郡田原本町多 722 Tel :0744-32-0210 Fax:0744-32-0650	医師、ケースワーカー、心理判定員などの職員が関係機関と連携を取りながら、身体障害者・知的障害者の更生相談や医学的判定、心理学的判定等を行うとともに、必要に応じて巡回相談を実施しています。
奈良県中央こども家庭相談センター 〒630-8306 奈良市紀寺町 833 Tel :0742-26-3788 Fax:0742-26-5651	18歳未満の児童に関するあらゆる相談に応じるほか、医学的・心理学的・教育的・社会的・精神保健上の判定を行い、必要な指導を行っています。また、児童の療育手帳の判定や一時保護、児童福祉施設への入所措置等も行っています。
家庭児童相談室 〒639-1005 大和郡山市植槻町植槻町 3-8 Tel :0743-53-6531 Fax:0743-55-0986	子どもの言葉や身体の発達についての相談に、専門的な技術をもった家庭相談員が応じています。

相談窓口 所在地等	相談内容等
郡山保健所  〒639-1005 大和郡山市植槻町 3-16 Tel :0743-53-2701 Fax:0743-52-6095	感染症・結核患者、精神障害者、難病患者、乳幼児などの相談に応じています。 自立支援医療(育成医療)、特定疾患医療、小児慢性疾患医療などの申請窓口にもなっています。
大和郡山公共職業安定所 (ハローワーク大和郡山)  〒639-1161 大和郡山市観音寺町 168-1 Tel :0743-52-4355 Fax:0743-55-0670	障害者の就職相談に応じ、障害状況、適性、希望などに基づいた就職の斡旋等を行っています。また、必要があれば奈良障害者職業センターや職業能力開発校の紹介等も行います。
民生・児童委員	障害者、高齢者、児童、母子家庭などの相談に応じるとともに、関係機関との連携を行います。それぞれの委員には担当地域がありますので、お住まいの地域の民生委員については厚生福祉課にお問い合わせください。
身体障害者相談員 知的障害者相談員	身体障害者・知的障害者の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行っています。市内には身体障害者相談員7名、知的障害者相談員3名がおられます。
大和郡山市社会福祉協議会 (大和郡山市社会福祉会館)  639-1005 大和郡山市植槻町 3-8 Tel :0743-53-6531 Fax:0743-55-0986	身体・知的障害者が地域で安心して暮らせるように、地域住民やボランティアの協力を得ながら地域福祉活動を行う機関です。生活する上で困っていることや悩んでいること、又はボランティアの支援に関する相談ができます。
奈良県障害者110番  〒634-0061 奈良県橿原市大久保町 320-11 (社会福祉総合センター内) Tel :0744-29-0159 Fax:0744-29-0159	障害者がいつでもどこでも安心して地域生活を送れるよう、悩み事・心配事・トラブル等の無料相談に応じ、自立と社会参加を支援します。 相談時間・面談時間 火・水・木・金・土曜日 = 10時～16時 (うち第2・4金曜日 = 10時～19時) 第3日曜日 = 13時30分～16時30分 専門相談(予約制:第1木曜日 = 13時～16時) 必要に応じて弁護士などの専門家と連携します。

## 大和郡山市3支援センター

相談窓口 所在地等	相談内容等
障害者生活支援センター はあと  〒639-1019 大和郡山市永慶寺町 3-19 Tel :0743-58-5550 Fax:0743-58-5550	身体に障害のある人やその家族等に対して、地域での生活における総合的な相談、支援を行っています。 内 容 = 在宅福祉サービスの利用援助および利用計画作成、福祉機器・施設等の情報提供、専門機関の紹介等 相談時間 = 9時～18時 (日曜、祝日は休み)
障害者生活支援センター りんく  〒639-1119 大和郡山市発志院町 259 Tel :0743-84-5159 Fax:0743-56-6969	知的障害者が地域で生活するために、自分にあった必要な支援の相談等を受けられます。 内 容 = 各支援サービスの利用援助、施設等の情報提供、専門機関の紹介等 相談時間 = 8時30分～17時 (土・日曜、祝日は休み)
生活支援センター ふらっと  〒639-1042 大和郡山市小泉町 73-1 Tel :0743-54-8112 Fax:0743-55-7553	地域で生活している精神障害者やその家族を支援するための相談ができます。 内 容 = 日常生活支援・情報交換・就労支援・専門機関の相談等 相談時間 = 9時～17時30分 (土・日曜、祝日は休み)



### 3) 日常生活の援助

障害者(児)とその家庭の日常生活上の不便を軽減するため、次のサービスがあります。

#### 補装具費の支給(交付・修理)

補装具とは、身体障害者(児)が損なわれた機能を補い、日常生活を容易にするため長期にわたって継続使用するもので、以下の種目があります。

対象障害者	補装具の種類	備考
肢体不自由者	義肢(義手・義足)	
	装具	
	座位保持装置	
	介車いす	原則として1~3級の下肢・体幹機能障害者等
	介電動車いす	小学校高学年以上で、重度の上肢・下肢機能障害等のために電動車いすによらなければ歩行機能を代替できない人
	介歩行器	
視覚障害者	介歩行補助杖(一本杖を除く)	
	盲人用安全杖(白杖)	
	義眼 眼鏡 (矯正眼鏡、遮光眼鏡( ) 弱視眼鏡、コンタクトレンズ)	( )遮光眼鏡は網膜色素変性症の人に限る
聴覚障害者	補聴器 (ポケット型、耳掛け型、耳あな型等)	ポケット形補聴器の給付を原則とする
重度の両上肢及び 音声・言語機能障害者	重度障害者用意思伝達装置	

介印のある用具は、介護保険制度からの給付(レンタル)が優先されます。

交付・修理を希望される人は、必ず事前に申請してください。

補装具には基準額があり、補装具費の支給が決定された場合はその1割の自己負担をしていただきますが、市民税所得割額の世帯合計が46万円以上となる世帯は対象外(全額自己負担)です。

介護保険対象者・労災保険対象者・戦傷病者特別援護法対象者は、原則としてそれぞれの制度からの給付を受けることになります。

(申請に必要なもの)

- ・身体障害者手帳、印鑑
- ・処方箋、医師意見書(補装具によって必要な場合があります)
- ・1年以内の転入者の場合は、世帯全員の前住所地での課税(又は非課税)証明書
- ・年金等を受給している場合は、その受給額がわかる資料

## 日常生活用具の給付・貸与

在宅の身体・知的障害者(児)に対し、日常生活上の不便を軽減するための用具を給付・貸与します。原則として入院している人、施設入所者は対象外となります。

給付・貸与を希望される人は、必ず事前に申請してください。

日常生活用具には基準額があり、原則としてその1割を自己負担していただきます。

介護保険対象者は、原則として介護保険制度からの給付を受けることになります。

市からの支払いは、申請者が指定された自己負担金を支払い、受取りを確認してから業者に行いますので、いわゆる掛け売りができない業者は利用できない可能性があります。

(申請に必要なもの)

- ・身体障害者手帳または療育手帳、印鑑
- ・日常生活用具給付意見書(申請する用具によって必要な場合があります)
- ・1年以内の転入者は、世帯全員の前住所地での課税(又は非課税)証明書

## 補装具・日常生活用具の給付の流れ

:申請

厚生福祉課に補装具費(または日常生活用具)の給付申請書を提出します。

(申請に必要なもの)は、5～6ページを参照してください。

このとき、7～8ページを参考にして、希望業者を決定する必要があります。

:判定

厚生福祉課で障害内容・程度等が基準に合っているかを判定します。

このとき、補装具のうち以下種目は処方箋・医師意見書に基づく医学的な判定が必要なため、奈良県身体障害者更生相談所が判定します。

義肢、装具、座位保持装置、補聴器( 1)、車いす( 2)、電動車いす( 3)、重度障害者用意思伝達装置( 4)

- 1...ポケット形・耳掛形を希望される場合、処方箋・医師意見書は不要です
- 2...既製品を希望される場合、処方箋・医師意見書は不要です
- 3...書類判定後、身体障害者更生相談所で実地試乗判定も受けていただきます
- 4...医師意見書のみ必要です(=処方箋は不要)

:決定/却下

判定の結果、給付が認められると、申請者に決定通知書をお送りします。

障害程度・所得制限等の理由で給付が認められない場合は、却下通知書をお送りします。

:受領

の決定通知書と同時に、厚生福祉課から業者に給付券を発送します。

決定通知書が届きましたら、業者に連絡して用具を受け取ることができます。なお、その時には受領印と決定通知書に記載された金額が必要です。

補装具業者一覧(日常生活用具も一部含む)

平成 22 年 1 月 1 日現在

業者名	扱	扱	日生具	ストマ	所在地	電話番号
愛眼	補聴器	眼鏡			大阪市天王寺区大道4-9-12 生駒郡斑鳩町東福寺1-1-1	---- 0745-75-7588
アイデックス					四條畷市田原台1丁目13-16	0743-79-9551
アイフレンズ			視覚障害		大阪市此花区西九条1-33-13	06-6462-1594
アイベル			視覚障害		大津市野郷原2丁目3-7	077-547-2229
あおば薬局					大和高田市日之出町11-10	0745-23-6003
アットホーム					橿原市大久保町435-5	0744-21-2294
イカトンボ	車いす				生駒郡斑鳩町龍田3-2-46	0745-75-2028
憩の家サービスセンター	車いす				天理市三島町183番地の1	0743-63-4835
イシガミ	補聴器	眼鏡			大阪市中央区南本町1丁目5-9 大和郡山市柳2丁目21 大和郡山市南郡山町540(西友内)	---- 0743-52-2125 0743-54-3867
石黒メディカルシステム					京都市伏見区竹田中川原町62	075-641-0092
いわしや 森川医療器					奈良市四条大路2-2-27	0742-33-7440
シルバークロス福祉住環境相談所	車いす				相原市法善寺1-1-1	0729-71-0333
ウエルカムサポートセンター					大阪市北区芝田2-2-17 和光ビル304号	06-6377-0077
エイジング	杖		杖等		奈良市中山町7-1	0742-52-7008
えびす義肢	義肢・装具				京都市伏見区小栗栖中山田14-1	075-573-7757
大井製作所	車いす	義肢・装具			京都市上京区下長者町通新町東入西鷹司町4	075-441-1177
おおいブレース	義肢	義肢・装具			京都市南区上鳥羽中河原2-1	----
大手前薬品					大和郡山市北郡山町248-6	0743-53-6639
大床義肢	車いす	義肢・装具	杖等		大和郡山市小泉町東三丁目12-13	0743-56-8944
カジヤプロテーゼ	義眼				京都市上京区室町通下立売上ル	075-441-8485
かて工房	車いす	歩行器	肢体不自由		大津市神出開町260-68	077-525-4630
河内義肢装具製作所	車いす	義肢・装具			大阪市港区磯路2丁目15-10	06-6571-6798
川端義肢製作所	車いす	義肢・装具			京都市北区紫竹西南町69番地の3	075-491-7739
川村義肢	車いす	義肢・装具			大阪市北区天神橋1-18-18 磯城郡田原本町秦庄432-15	06-6352-1012 0744-32-8891
関西	車いす				泉北郡志岡町志岡東1-22-13-5G	0725-20-0806
北島藤次郎商店	車いす	歩行器	杖等		大阪市東淀川区豊新2丁目5-1シャトー玉川第1	06-6326-5765
京栄義肢	義肢・装具				京都市伏見区醍醐大畑町31-7	075-571-7304
京都ライトハウス	白杖		視覚障害		京都市北区紫野花ノ坊町11	075-462-4400
キンキ酸器					吹田市江の木町21番4号	06-6338-1800
近畿義肢製作所	車いす	義肢・装具			神戸市西区伊川谷町有瀬990-1	078-947-2412
キンキ補聴器センター奈良	補聴器		聴覚障害		奈良市上三条町8-1	0742-25-4133
クラヤ三星堂 奈良第二支店			内部障害		奈良市三条松町27-2	0742-34-3884
グリーン商会			聴覚障害		大阪市城東区蒲生2丁目1番5号グリーンコ-ホ京橋205号	06-6931-2205
グリーンライフ					和泉市府中町8丁目3-13	0725-44-8431
ケンコー					京都市下京区間之町通高辻下ル稲荷町529-6	075-352-4545
幸福商事(奈良ハピネス)	車いす				大和郡山市城南町256-25	0743-53-4382
小園ブレイス	車いす	義肢・装具			生駒郡斑鳩町法隆寺西3-5-24	0745-75-3150
小山					奈良市西木辻町88	0742-22-4321
コルチーン補聴器	補聴器				大阪市北区芝田1-12-7大栄ビル3F	06-6292-0554
サイエンミック北和福祉	車いす				大和郡山市箕山町13-46	0743-53-2901
澤村商会					大阪市阿倍野区昭和町3-3-3	06-6629-2177
三笑堂奈良支店	車いす	義肢・装具			奈良市菅原町118	0742-52-1919
しあわせ薬局片桐店					大和郡山市新町305-86	0743-51-0333
ジオム社	白杖				大阪市福島区大開1丁目7-23	06-6463-2104
島津勉強堂	補聴器	眼鏡			奈良市五条畑一丁目13-8	0742-47-0245
シミズメガネ	補聴器	眼鏡			東大阪市長栄寺2-12	06-6782-2951
ショウナカ					大阪市鶴見区今津北2丁目5-3	06-6961-0912
シンワジャパン					大阪市中央区森ノ宮中央2-4-6-203	06-6944-0611
スズキ自販奈良	電動車いす				磯城郡田原本町大字鍵68-1	07443-2-6101
泉州医療器	車いす				岸和田市流木町75-1	0724-27-2163
千里福祉情報センター			聴覚障害		大阪市中央区谷町5-3-12 西都ビル2F	06-6763-1712
高城			内部障害		神戸市兵庫区湊川町5-10-11	078-511-6052
高田紙業					桜井市大字芝1024	0744-43-3737
高田巳之助商店	眼鏡				千代田区丸の内二丁目4-1(丸ビル4階)	03-3215-5221
メガネの田中チェーン	眼鏡				広島市中区袋町1-23-102	0744-28-6185
ツザキ・ケア・ブレイス	車いす	義肢・装具			磯城郡田原本町新木1-141	0744-33-3678
テクテックワークショップ	車いす	義肢・装具			京都市北区紫野上門前町100番地1F	075-494-3271
テクノブレース	義肢・装具				磯城郡田原本町千代365-3	07443-4-0500
東神実業	補聴器				大阪市天王寺区大道1-8-11山野ビル1階 大阪市西区西本町2-4-7	06-6779-0033 06-6531-2541
東洋薬局 今国府店					大和郡山市今国府町390-1	0743-59-3112
ドレミ補聴器	補聴器				大阪市中央区安堂寺町1-2-14	06-6763-9711
中島メガネ	眼鏡				大阪市中央区島之内2-15-18	06-6211-4851
中野電機店	補聴器				大和郡山市堺町28-2	0743-52-3514
和	車いす	歩行器	杖等		大和高田市大谷590-14	0745-52-7356
名古屋盲人情報文化センター			視覚障害		名古屋港区港陽1-1-65	052-654-4521
奈良義肢	義肢・装具				奈良市西九条町3-2-23	0742-62-7979
奈良ヘルスケアシステム	車いす				磯城郡田原本町千代1143-7	07443-2-0902
奈良補聴器センター	補聴器				大和郡山市千日町6-5	0743-53-0515
ニック					豊中市名神口3丁目7-14	06-6334-2981
ニック 大阪営業所	車いす				堺津市新在家2-29-2	06-6349-4613
日本ウィール・チェアー 関西支店	車いす				大阪市淀川区東三国5-13-41	06-6391-6022
日本義眼研究所	義眼				千代田区麹町1-5-4-108	03-3261-8171
日本点字図書館	白杖		視覚障害		新宿区高田馬場1-23-4	03-3209-0751
日本ホスピタルサポート	車いす				奈良市西木辻町122-1朝日フアラ-ハネハ奈良308	0742-35-1346
日本盲人会連合	白杖		視覚障害		新宿区西早稲田2-18-2	03-3200-0011
日本ライトハウス 盲人情報文化センター	白杖		視覚障害		大阪市中央区道頓堀1丁目東3-23	06-6211-1500

補装具業者一覧(日常生活用具も一部含む)その2

平成22年1月1日現在

業者名	扱	扱	日生具	スマ	所在地	電話番号
ハーモニー補聴器 梅田店	補聴器				大阪市北区芝田2-6-30梅田清和ビル4F	06-6359-1933
ハーモニー補聴器 西大寺店					奈良市西大寺東町2-1-63 サンシティ西大寺	0742-36-4133
ボックス					大阪市中央区内淡路町二丁目1-5	06-6941-9762
パナソニック補聴器 プラザ大阪	補聴器				大阪市北区梅田1-11-4大阪駅前第4ビル1F	06-6344-3348
阪喉会			人工咽頭		大阪市住之江区南加賀屋1-1-95住之江会館3階	06-6683-2486
バンドー					大阪市中央区釣鐘町2-3-9	06-6947-0651
HANNA	補聴器				北葛城郡王寺町王寺2-6-1 まさごビル1F	0745-31-3314
ピーエーエス	車いす				箕面市小野原東1-3-21	072-727-0521
ピー・オー・テック	車いす	義肢・装具			和歌山市小雑賀720-14	073-436-7050
ひげ工房	車いす		杖等		河内長野市加賀田2649	0721-65-6969
ピジョンメガネ	眼鏡				東大阪市長栄寺4-2	0743-23-1245
富金原義肢	車いす	義肢・装具			門真市遠見町13-17	06-6909-6528
福若	車いす				枚方市星丘3丁目25-4	072-805-6855
フジドライブ	車いす				豊中市原田南1-19-13	06-6862-0710
ふたば補聴器	補聴器				大阪市北区芝田1丁目4-17梅田エステートビル3階313号	06-6371-3337
フットライク	装具				橿原市八木町1-9-6 2F	0744-29-1555
フランスベッドメディカルサービス	車いす				奈良市尼辻北町2-4	0742-30-6211
補聴器フッティング研究所	補聴器				新宿区西早稲田2-1-26-207	03-3208-2220
本庄風呂					大和郡山市本町7	0743-53-2681
増田医科器械					京都市伏見区竹田藁屋町50	075-623-7111
松製作所	車いす	義肢・装具			香芝市磯壁4丁目210-5	0745-76-6463
松永製作所	車いす				養老郡養老町大場484	0584-35-1180
松本義肢製作所	車いす	義肢・装具			名古屋市長区泉三丁目4番3号	052-931-1441
メガネの三城 天理店					天理市田井庄町467-5	0743-63-5775
メガネの三城 大和郡山店	眼鏡	補聴器			大和郡山市柳町80-1	0743-53-0267
宮野医療器 奈良営業所					奈良市西九条町2-10-6	0742-64-4500
村中医療器			人工咽頭		大阪市中央区東高麗橋4-15	06-6943-1221
メガネの森田	眼鏡				大和郡山市小泉町1604	0743-54-0620
やまと清水工房	車いす				磯城郡三宅町石見75-1	0745-44-4778
山和タンス店	車いす				大和郡山市堺町33	0743-52-2507
吉田勝恵商店	補聴器				東大阪市内小坂2-11-10タナコビル1F西	06-6787-2357
ヨシ眼鏡店(補聴器センターヨシ)	補聴器				泉佐野市市場東2-1008-1	0120-88-4133
洛北義肢	義肢・装具				京都市北区大北山原谷乾町22-16	075-462-0195
リオン補聴器センター奈良	補聴器				橿原市内膳町1-6-5	0744-25-3341
レイルロード					大和郡山市城南町369-1	0743-55-5312

## 日常生活用具種目表

区分	種目	対象者	税込基準額 (耐用年数)
肢 体 不 自 由	パーソナルコンピュータ	学齡児以上の上肢機能障害2級以上、又は言語・ 上肢複合障害2級以上の人で、文字を書くことが 困難な人 電動タイプライターとの併用は認めない	100,000 (6年)
	特殊便器	学齡児以上の上肢機能障害2級以上の人 学齡児以上の療育手帳Aの所持者で、排便後の 処理が困難な人も含む。	151,200 (8年)
	介浴槽(注1)	学齡児以上の下肢又は体幹機能障害2級以上の人	58,300 (8年)
	湯沸器(注1)		50,000 (8年)
	介便器		4,450 (8年)
	介特殊寝台 (児童は訓練用ベッド)		154,000 (8年)
	手すり		5,400 (5年)
	介特殊尿器		学齡児以上の下肢又は体幹機能障害1級の人 (常時介護を要する人に限る)
	介特殊マット	1)3歳以上18歳未満の下肢又は体幹機能障害2 級以上の人 2)18歳以上の下肢又は体幹機能障害1級の人 常時介護を要する人に限る 3)3歳以上の療育手帳Aの人	19,600 (5年)
	入浴担架	3歳以上18歳未満の下肢又は体幹機能障害2級 以上の人で、かつ入浴時に他人の介助を要する人	82,400 (5年)
	訓練いす	3歳以上18歳未満の下肢又は体幹機能障害2級 以上の人	33,100 (5年)
	介体位変換器	学齡児以上の下肢又は体幹機能障害2級以上の 人で、かつ下着の交換等に他人の介助を要する人	15,000 (5年)
	携帯用会話補助装置	学齡児以上の音声・言語機能障害、又は肢体不 自由児・者で、発声・発語に著しい障害を有する人	98,800 (5年)

肢 体 不 自 由	介 入浴補助用具	学齡児以上の下肢又は体幹機能障害児・者で、かつ入浴に介助を要する人	90,000 (8年)
	介 移動用リフト	3歳以上の下肢又は体幹機能障害2級以上の人	159,000 (4年)
	情報・通信支援用具	視覚又は上肢機能障害2級以上の人 障害者向けのPC周辺機器・ソフト等で一回限り	経費の2/3で 上限10万円
	介 移動・移乗支援用具 (歩行支援用具)	3歳以上の平衡又は下肢、体幹機能障害児・者で、家庭内の移動等で介助を必要とする人	60,000 (8年)
	一本杖(T字状・棒状)	下肢又は体幹機能障害児・者で必要とする人 材質によって基準額の加算措置あり	3,000 (3年)
	頭部保護帽 (A・B・C)	A = スポンジ / 皮製 (肢体不自由児・者で必要とする人) B = プラスチック製 (肢体不自由児・者で必要とする人) C = 知的障害者用 (てんかん発作等で頻繁に転倒する療育手帳Aの人)	A = 15,656 B = 37,852 C = 12,160 (3年)
	収尿器 (A・B・C・D)	肢体不自由児・者で必要とする人 A = 男性用普通型 B = 男性用簡易型 C = 女性用普通型 D = 女性用簡易型	A = 7,931 B = 5,871 C = 8,755 D = 6,077 (1年)
介 居宅生活動作補助用具 (住宅改修) (注2)	学齡児以上で下肢又は体幹、移動機能障害3級以上の人 特殊便器への取替えは上肢2級以上 1人1回のみ	200,000	
視 覚 障 害	視覚障害者用拡大読書器	学齡児以上の視覚障害者で、本装置を使用することで文字等を読むことが可能になる人	198,000 (8年)
	視覚障害者用ポータブルレコーダー (再生 / 録再)	学齡児以上の視覚障害2級以上の人	再生 35,000 録再 85,000 (6年)
	視覚障害者用テープレコーダー		23,000 (5年)
	歩行時間延長信号機用小型送信機		7,000 (10年)
	盲人用時計 (触読 / 音声式)		18歳以上の視覚障害2級以上の人 音声時計は原則として手指の感覚に障害がある等の理由で、触読式時計の使用が困難な人
	電磁調理器	視覚障害2級以上または療育手帳Aで18歳以上の人 視覚障害者のみの世帯、およびこれに準ずる世帯に限る	41,000 (6年)

視 覚 障 害	視覚障害者用 活字文書読み上げ装置	視覚障害2級以上の人	99,800 (6年)
	点字器 (A・B・C・D)	視覚障害児・者で必要とする人 A = 32マス×18行、真ちゅう版製標準型 B = 32マス×18行、プラスチック製標準型 C = 32マス×4行、アルミ製携帯用 D = 32マス×4行、プラスチック製携帯用	A = 10,712 B = 6,798 (A・B 7年) C = 7,416 D = 1,699 (C・D 5年)
	盲人用体温計 (音声式)	学齢児以上の視覚障害2級以上の人 視覚障害者のみの世帯、およびこれに準ずる世帯に限る	9,000 (5年)
	盲人用体重計 (音声式)	視覚障害2級以上の人 視覚障害者のみの世帯、およびこれに準ずる世帯に限る	18,000 (5年)
	点字図書	主に点字で情報を入手する視覚障害児・者 事前に厚生福祉課で登録が必要 年間6タイトル又は24巻を限度とする	点字翻訳費
	点字タイプライター	学齢児以上の視覚障害2級以上の人 本人が就労・就学している場合に限る	63,100 (5年)
	点字ディスプレイ	18歳以上の聴覚障害2級かつ視覚障害2級以上の人	383,500 (6年)
	情報・通信支援用具	視覚又は上肢機能障害2級以上 対象は障害者向けのPC周辺機器・アプリケーションソフト等 1人1回のみ	上限10万円 (又は総額の3分の2)
聴 覚 ・ 言 語 機 能	パーソナルコンピュータ	学齢児以上の言語・上肢複合障害2級以上の人 で、文字を書くことが困難な人 電動タイプライターとの併用は認めない	100,000 (6年)
	聴覚障害者用 屋内信号装置 サウンドマスター、聴覚 障害者用目覚まし時 計・信号灯も含む	18歳以上の聴覚障害2級の人 聴覚障害者のみの世帯、およびこれに準ずる世帯に限る	87,400 (10年)
	聴覚障害者用通信装置	学齢児以上の聴覚障害、又は発声・発語に著しい 障害を有し、コミュニケーション・緊急連絡等の手 段として必要と認められる人	71,000円 (5年)
	携帯用会話補助装置	学齢児以上の音声・言語機能障害、又は肢体不 自由児・者で、発声・発語に著しい障害を有する人	98,800 (5年)
	文字放送デコーダー	聴覚障害児・者のうち必要と認められる人	80,000 (6年)

聴覚・言語機能	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者のうち必要と認められる人	88,900 (6年)
	人工咽頭(A・B・C)	音声又は言語・機能障害児・者で必要とする人 A = 笛式 B = 笛式(気管カニューレ付) C = 電動式	A = 5,150 B = 8,343 (4年) C = 72,203 (5年)
	ファックス(貸与)	聴覚又は音声・言語機能障害3級以上の人 電話によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯、およびこれに準ずる世帯に限る	7,700 (貸与)
	福祉電話(貸与)	原則として2級以上の難聴者、外出困難者 障害者のみの世帯に限る	83,300 (貸与)
内部障害	蓄便袋	直腸機能障害児・者(蓄便袋)、ぼうこう機能障害児・者(蓄尿袋)で必要とする人 3月中旬・9月中旬の申請で半年分を一括交付	8,858 / 月
	蓄尿袋		11,639 / 月
	透析液加温器	3歳以上のじん臓機能障害3級以上で、自己連続 携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う人	51,500 (5年)
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害者で、医療保険における在宅酸素療法を行う人	17,000 (10年)
	吸入器(ネブライザー)	学齢児以上の呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児・者で、必要と認められる人	36,000 (5年)
	電気式たん吸引器		56,400 (5年)
障害者全般	火災報知器	身体障害者手帳2級以上または療育手帳Aの所持者で、火災発生の感知・避難が著しく困難な障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯	15,500 (8年)
	自動消火器		28,700 (8年)
	緊急通報装置(貸与)	ひとり暮らしの重度身体障害者	66,000 (5年)
その他	紙おむつ	3歳以上の蓄便袋・蓄尿袋を使用できない人、先天性疾患で高度の排泄機能障害のある人、脳性まひ等で排泄の意思表示が困難な人など。 3月中旬・9月中旬の申請で半年分を一括交付	12,000 / 月

印のついている用具は、介護保険制度からの給付(レンタル)が優先されます。

で表記された用具は、入院している人、施設入所者にも例外的に給付されます。

脳原性移動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢・体幹機能障害に準じて取扱うものとします。

注1: 浴槽、湯沸器については、セットで交付(基準額91,000円)することを基本とする。

注2: 住宅改修(手すりの取付け・床段差の解消・床材の変更・扉の取替え・便器の取替え等)については、申請時に改修箇所の写真・図面等も添付する。



## 紙おむつ及びおむつカバーの支給

**窓口 = 厚生福祉課**

在宅の寝たきり身体障害者に対し、紙おむつ、おむつカバーが支給されます。

- 対象者 = 在宅の65歳未満の重度身体障害者(下肢・体幹・内部障害1～2級)で、寝たきりかつ常時失禁状態にある人(所得制限あり)
- 費用 = 無料
- 手続き = 身体障害者手帳・印鑑・住民票謄本をもって窓口まで  
1年以内の転入者は、前住所地の所得証明(家族全員)が必要です

## 訪問看護

**窓口 = 訪問看護ステーション**

病気や障害等のために、家庭内で寝たきり又は寝たきりに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護を必要と認めた人に、訪問看護ステーションの看護師等が訪問して看護サービスを提供します。

- 対象者 = かかりつけ医師が訪問看護の必要を認めた人
- 内容 = 病状・障害の観察  
清拭・洗髪・入浴等による清潔の保持  
食事及び排泄等日常生活の援助  
床ずれの予防と処置  
カテーテル等の管理  
ターミナルケア(末期患者の看護)  
その他、医師の指示による診療の補助
- 費用 = 老人医療受給者 ... 基本料1回 250円  
心身障害者医療受給者 ... 無料  
上記以外の制度対象者 ... 医療費一部負担金  
ただし交通費・医療材料費・介護用品等は実費負担です。  
2時間を超えると別途料金が加算されます。
- 申込み = 訪問看護ステーションやすらぎ      本庄町 317-2      電話 = 57-0588  
訪問看護ステーションあじさい      新町 305-92      電話 = 55-3370  
訪問看護ステーションなのはな      城南町 2-13      電話 = 54-0299

## 機能回復訓練(スポーツトレーニング教室)

**窓口 = 社会福祉協議会**

医師の指導・助言をもとに、社会福祉会館で身体障害者の機能回復訓練をします。本人又は家族の状況等で通所が極めて困難な場合は、送迎も行います。

- 対象者 = 身体障害者手帳を所持し、訓練効果の見込める65歳未満の人
- 費用 = 無料
- 場所 = 社会福祉会館
- 手続き = 身体障害者手帳・印鑑・医師の意見書(様式指定有り)をもって窓口まで

## 119番登録制度

**窓口 = 防災センター・厚生福祉課**

事前に緊急支援時に必要な個人情報登録することで、119番通報時や震災等の大災害時の救援を速やかに行うための制度です。登録される内容は世帯状況・親族連絡先・協力員連絡先・主要病歴・かかりつけ医等です

- 対象者 = 障害等により緊急時に特別の支援を必要とする人
- 費用 = 無料
- 手続き = 印鑑・登録内容(障害手帳番号や保険証記号番号等)のわかるものをもって窓口まで

## 訪問理容サービス

**窓口 = 厚生福祉課**

在宅で寝たきりの65歳未満の障害者で、理容店へ出向いて理容を受けられない人に、理容師が自宅を訪問して散髪します(年4回まで)。

- 対象者 = 大和郡山市心身障害者(児)介護手当を受給している身体障害者
- 費用 = 無料
- 手続き = 身体障害者手帳・印鑑をもって窓口まで

65歳になられた人は窓口が介護福祉課に変わり、1回あたり1000円を負担していただきます。

## 点字シールの貼付

**窓口 = 厚生福祉課**

市役所から発送する文書に点字シールを貼り付けて発送します。発送元が判別できるよう、シールには課名・電話番号(内線)を記載しています。

- 対象者 = 点字を情報入手の手段としている視覚障害者
- 費用 = 無料
- 手続き = 登録手続きのため、身体障害者手帳・印鑑をもって窓口まで

## 福祉機器の貸出(短期)

**窓口 = 厚生福祉課・社会福祉協議会**

一時的に車椅子・杖・補聴器等が必要な人に、2週間程度の短期間に限り貸出します。

(なお、社会福祉協議会でも車いすを短期に限り貸出します。)

- 対象者 = 市内在住で、一時的に車いす等を必要とする人  
(身体障害者手帳の有無は問いません)
- 費用 = 無料
- 手続き = 印鑑をもって窓口まで

## 4) 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、地域での自立した日常生活・社会生活を営む上の受ける場合の「地域生活支援事業」に分かれます。

### 障害福祉サービスの内容

- 凡例： = サービスを利用することができる障害程度区分  
 = サービスを利用することができない障害程度区分  
 = 条件が合えばサービスを利用することができる障害程度区分

#### 在宅系サービス

: 居宅介護(ホームヘルプサービス) 障害程度区分 

1	2	3	4	5	6
---	---	---	---	---	---

居宅において、入浴・排泄・食事の介護・家事・通院の付き添い等を行う。

: 行動援護 障害程度区分 

<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	3	4	5	6
-------------------------------------	-------------------------------------	---	---	---	---

知的障害・精神障害で著しい行動の困難がある、又は常時介護が必要な人に対して、行動時に生じる危険を回避するために必要な援助・外出時の支援を行う。

: 重度訪問介護 障害程度区分 

<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	4	5	6
-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	---	---	---

重度の肢体不自由で常時介護を必要とする人に、居宅で入浴・排泄・食事介助・外出時の移動支援等を総合的に行う。二肢以上に麻痺があり、認定調査において歩行・移乗・排尿・排便のいずれも「できる」以外に認定されている人が対象。

: 重度障害者等包括支援 障害程度区分 

<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	6
-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	---

意思疎通が非常に困難な、行動面で常に介護を要する人、または重度訪問介護の対象者で四肢に全麻痺があり気管切開を伴う人工呼吸を行う人、又は最重度の知的障害者に、必要性の高い複数の介護サービスを組み合わせる包括的な支援を行う。

: 児童デイサービス 障害程度区分 なし

集団療育が必要な児童に日常生活上の基本動作の指導、集団生活に適應する訓練を行う。

: 移動支援 (地域生活支援事業)

屋外での移動に困難がある人に、円滑な外出のための支援を行う。対象者は、屋外での移動に著しい制限がある視覚障害者、肢体不自由1級の全身性障害者(両上下肢機能障害)またはこれに準ずる者、重度訪問介護または行動援護に該当しない知的障害者、行動援護に該当しない外出が困難な精神障害者で、1ヶ月あたり30時間までを支給する。

: 訪問入浴サービス (地域生活支援事業)

自宅に訪問入浴車を派遣して、在宅で入浴サービスを提供する。

## 施設系サービス(日中活動の場)

：生活介護

障害程度区分  2  3  4  5  6

常時介護を必要とする人に、食事・入浴・排泄等の介護や日常生活上の支援、生産活動の機会等を提供するもの。病院を退院したものの介護者の支援が必要なため、すぐに地域生活へ移行することに不安のある人、訓練施設を利用していたが障害が悪化して介護が必要になった人、身体の状態から在宅生活が困難なために施設入所で介護を受けながら安心して生活したい人が主な対象。

区分2 = 50歳以上で在宅の人

区分3 = 50歳以上で施設入所する人、50歳未満で在宅の人

区分4 = 50歳未満で施設入所する人

：療養介護

障害程度区分     5  6

医療と常時介護を必要とする以下のいずれかの人に、医療的管理の下で食事・入浴排泄等の介護・日常生活上の相談支援等を行う。

区分5 = 筋ジストロフィー患者、または重症心身障害者

区分6 = 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等、気管切開を伴う人

：自立訓練(機能訓練)

障害程度区分 なし

地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のために、一定の支援が必要な身体障害者に対して、リハビリや日常生活上の支援等を行う。主な対象は、入所施設等から退所した人、盲・ろう・養護学校を卒業した人。

：自立訓練(生活訓練)

障害程度区分 なし

地域生活を営む上で必要となる日常生活能力の維持・向上のために、一定支援を必要とする知的・精神障害者に対して相談支援等を行う。主な対象は、入所施設等から退所した人、盲・ろう・養護学校を卒業した人。

：就労移行支援

障害程度区分 なし

事業所内や企業における作業や実習・職場探し・適性に合った職場定着のため、一定期間にわたる通所を原則とした計画的なプログラムに基づく支援を行う。

：就労継続支援(A型(雇用型))

障害程度区分 なし

一般企業等への就労が困難な65歳未満の人に、通所による雇用契約に基づく就労機会提供を行う。

：就労継続支援(B型(非雇用型))

障害程度区分 なし

一般企業等への就労が困難な人に、通所による雇用契約を結ばない就労の機会提供を行う。

## 施設系サービス(住まいの場)

:短期入所

障害程度区分 123456

在宅で介護をしている人が疾病・その他の理由で介護ができない短期間に限り、障害者支援施設・その他の施設に入所する。入所中は食事、入浴、排泄等の介護や日常生活上の介護・支援を行う。

:共同生活援助(グループホーム)

障害程度区分 123456

就労または就労継続支援等の日中活動を利用して、地域で自立した日常生活を営む知的障害者・精神障害者が夜間や休日に共同生活を行う住居。家事等の日常生活上の支援・相談支援・緊急時の応急対策等を行う。

:共同生活介護(ケアホーム)

障害程度区分 123456

生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用して、地域で自立した日常生活を営む知的障害者・精神障害者が夜間や休日に共同生活を行う住居。入浴・排泄等の介護、家事等の援助を行う。

:施設入所支援

障害程度区分 123456

施設入所者に対して、夜間・休日に入浴・排泄・食事等の介護等を行う。

区分3 = 50歳以上の人のみ対象

:日中一時支援

障害程度区分 123456

昼間の活動の場を提供し、家族の就労支援および日常的に介護する家族の一時的休息を支援する。

この日中一時支援は地域生活支援事業ですが、例外的に18歳以上の人は障害程度区分判定を受けていただくため、区分の記載がなされます。また、18歳未満の人も厚生福祉課で聞き取り調査を実施しますので、例外的に区分の記載がなされます。

その他にも地域生活支援事業として、相談支援事業・福祉ホーム事業・更生訓練費給付事業・地域活動支援センター・社会参加促進事業などがあります。詳しくは厚生福祉課までお問い合わせ下さい。

## 障害福祉サービスの利用の流れ

### 相談

生活上の困りごとがあれば、厚生福祉課または下記委託事業所にご相談下さい。

委託事業所(大和郡山市3支援センター)

主に身体障害の人...障害者生活支援センター はあと

主に知的障害の人...障害者生活支援センター りんく

主に精神障害の人...生活支援センター ふらっと

### 申請

相談の上で利用するサービスが決定すれば、厚生福祉課で申請をします。このとき、障害者手帳、印鑑をお持ちください。

介護保険対象者は、介護保険制度からの給付が優先されます

### 調査

大和郡山市が委託している3支援センターの専門調査員が、障害の状況などについて106項目の内容で聞き取り調査を行います(18歳以上の人)。調査項目は公平性を保つために全国共通で、結果はコンピュータを用いて一次判定されます。

この調査時にサービス利用の意向調査も兼ねることがあります

### 審査・判定

調査結果と調査時の特記事項、及び医師意見書をもとにして、高い専門知識を持つ医師・専門家等の委員で構成される大和郡山市障害程度区分判定審査会で公平に審査・判定が行なわれます。ここで、どの程度のサービスが必要な状態か(=障害程度区分)について二次判定がなされます。

障害程度区分

心身の状態・介護の必要性を総合的に示すもので非該当または区分1～区分6の6段階に分けられます(区分6が最重度)

### 認定・通知

二次判定の結果を受けてサービス決定内容を記載した受給者証を交付しますので、ご希望の事業所に提示・契約の上、サービスを受けて下さい

18歳未満の児童については、障害程度区分判定審査会で審査等を受けなくてもよいため、区分が空欄の受給者証を発行します。

18歳以上の人についても、地域生活支援事業のみを利用する人については、同様に区分が空欄の受給者証を発行します。

サービスの内容については15～17ページで解説してあります。

## 障害福祉サービスを利用するための費用

原則として費用の1割負担ですが、世帯の所得に応じて上限額が設定されています。

世帯区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、障害者(または保護者)の年収が80万円以下の人	1,500円
低所得2	市町村民税非課税世帯で、低所得1に該当しない人	3,000円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円 (9,300円、4,600円)

一般世帯で( )内の額が適用される場合は以下の通りです。

障害者(上限額は9,300円です)の場合...本人および配偶者の市民税所得割額合計が16万円未満  
障害児(上限額は4,600円です)の場合...住民票上の世帯員の市民税所得割額合計が28万円未満

これら以外に、一定の条件を満たす人への軽減措置として、入所施設・グループホーム・ケアホーム利用者の個別減免、食費・光水熱費に対する補足給付、高額障害福祉サービス費等があります。詳しくは厚生福祉課までお問い合わせ下さい。

## 地域生活支援事業を利用するための費用

原則として費用の1割負担ですが、世帯の所得に応じて上限額が設定されています。

世帯区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、障害者(または保護者)の年収が80万円以下の人	7,500円
低所得2	市町村民税非課税世帯で、低所得1に該当しない人	
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

対象となる事業は、移動支援、日中一時支援です。

訪問入浴サービスについては上記の月額負担上限額が適用されません。

(利用の毎に1割負担をしていただきます)

費用の算定は、障害福祉サービスとは別枠になります。

## 5) 社会参加

### 手話通訳者の派遣

**窓口 = 社会福祉協議会**

聴覚障害者が公共機関や医療機関へ外出するとき、コミュニケーションを円滑に行えるよう、手話通訳者の派遣を行います。

- 対象者 = 聴覚・言語障害者、または手話通訳を必要とする者
- 費用 = 無料(ただし交通費等の必要経費は利用者負担)
- 手続き = 7日前までに(緊急の場合は当日及び7日以内でも可)申請して下さい  
(FAXでの申請も可。FAX 番号:0743-55-0986)

### 要約筆記奉仕員の派遣

**窓口 = 厚生福祉課**

聴覚障害者・中途失聴難聴者のコミュニケーション支援のために、ボランティアグループの協力を得て要約筆記奉仕員を派遣します。

- 対象者 = 聴覚・言語障害者、または要約筆記を必要とする者
- 費用 = 無料(ただし交通費等の必要経費は利用者負担)
- 手続き = 7日前までに(緊急の場合は当日及び7日以内でも可)申請して下さい  
(FAXでの申請も可。FAX 番号:0743-55-2351)

### 自動車運転免許取得費の助成

**窓口 = 厚生福祉課**

市内に3ヶ月以上住所を有する肢体不自由者又は聴覚・言語障害者が、自動車運転免許証を取得した場合、その取得のための教習費用の一部を助成します。

- 対象者 = 肢体不自由者又は聴覚障害者で、運転免許に条件のつく人
- 助成額 = 肢体不自由者 ... 要した経費の2/3以内(但し10万円を限度)  
聴覚言語障害者 ... 要した経費の1/3以内(但し5万円を限度)
- 手続き = 身体障害者手帳・印鑑・免許証の写し・教習費の納入を証する書類・本人の振込口座の分かる書類をもって窓口まで  
運転免許取得後、6ヶ月以内に申請が必要です。

### 自動車改造費の助成

**窓口 = 厚生福祉課**

市内に住所を有する重度肢体不自由者が就労等のため、自ら所有し運転する自動車のブレーキやアクセル等を改造する場合、それに要する費用を助成します。1度申請すると、5年間は再申請できません(所得制限あり)。

- 対象者 = 肢体不自由1・2級の人
- 助成額 = ブレーキ・アクセル等の改造に要する費用(但し10万円を限度)
- 手続き = 身体障害者手帳・印鑑・免許証・改造業者の見積書及び領収書・本人の振込口座の分かる書類をもって窓口まで



## 駐車禁止除外指定車標章の交付

**窓口 = 郡山警察署**

対象者が自ら運転する車および対象者の同乗する車が、駐車禁止規制及び時間制限駐車区  
間規制の対象から除外されます。

- 対象者 = 第1種の身体障害者手帳所持者(ただし内部機能障害4級は除く)  
第1種の療育手帳(A)所持者  
精神障害者手帳1級所持者  
第2種の身体障害者手帳所持者のうち、以下のいずれかに該当する人  
平衡機能障害3級、下肢機能障害3級または4級、移動機能障害4級
- 手続き = 障害者手帳・運転免許証・車検証(それぞれ原本と写し)・印鑑をもって、郡  
山警察署で手続きをして下さい

## 中途失明者の緊急生活訓練

**窓口 = 厚生福祉課**

中途失明者の社会参加を促進するため、県が委託する日本ライトハウスの指導員を対象者の  
家庭に派遣して、歩行訓練・コミュニケーション訓練等を行います。

- 対象者 = 在宅の中途失明者で視覚障害1・2級の人
- 費用 = 無料(ただし教材等の実費は利用者負担)
- 手続き = 身体障害者手帳・印鑑をもって窓口まで

## 盲導犬及び介助犬の貸与

**窓口 = 厚生福祉課**

県内に3ヶ月以上居住する視覚障害者で、就労しているか就労することが確定している人に対  
して盲導犬を貸与します。なお介助犬についても、肢体不自由により日常生活に著しい支障があ  
る重度身体障害者に対し、貸与します(盲導犬等を家で飼い、適切に利用できる人に限る)。

- 対象者 = 県内に3ヶ月以上居住している18歳以上の視覚障害1～2級の人
- 費用 = 無料(ただし盲導犬等の飼育にかかる費用は自己負担)
- 手続き = 身体障害者手帳・印鑑をもって窓口まで

## 九条公園プールの無料利用

**窓口 = 九条公園プール**

機能回復訓練・健康増進・健常者とのふれあいを目的に、無料利用を実施しています。

- 対象者 = 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳所持者と介護者2名まで
- 手続き = プール受付で手帳を呈示して下さい(回数制限なし)

## 郵便による不在者投票

**窓口 = 選挙管理委員会**

両下肢・体幹・移動機能障害1～2級、内部機能障害1～3級の身体障害者手帳を所持する有  
権者は、郵便投票証明書の交付を受けた上で、郵便による不在者投票を行えます。

## ふれあい教室

**窓口 = 社会福祉協議会**

障害者の交流の場・教養を高める場・趣味の場として、編物・書道・絵画教室等を開催します。

- 対象者 = 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者
- 費用 = 無料(材料費は自己負担)
- 手続き = 窓口(社会福祉協議会)へお電話下さい

## 6) 医療

制度 <窓口>	対象者	助成の内容
心身障害者医療 < 保険年金課 >	次の全てに該当する人 ・身体障害者手帳1～2級 又は療育手帳A ・1歳以上の人 (後期高齢者医療被保険者を除く)	保険診療の自己負担分(入院時の食事費用を除く)を助成します。
重度心身障害 老人等医療 < 保険年金課 >	次の全てに該当する人 ・身体障害者手帳1～2級 又は療育手帳A ・後期高齢者医療保険被保険者の人	
後期高齢者医療 < 保険年金課 >	75歳以上の人(全員加入)、又は次の全てに該当する人(任意加入) ・身体障害者手帳1～3級(含:4級の一部)又は療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1～2級 ・65歳以上75歳未満	一部負担金が1割(現役並み所得者は3割)になります。
母子医療 < 保険年金課 >	次の全てに該当する人 ・父が政令に定める程度の障害の状態であり、長期に渡って労働能力を失っている家庭の母と18歳未満の子 ・健康保険加入者	保険診療の自己負担分(入院時の食事費用を除く)を助成します。
自立支援医療 (更生医療) < 厚生福祉課 >	更生医療 = 18歳以上の身体障害者で、手術等で障害の程度を軽減・除去、進行を防げる人 育成医療 = 18歳未満の身体障害児、又は現存する疾患を放置すると将来に障害を残すと認められる児童	診療にかかる自己負担分(入院時の食事費用を除く)が1割となり、世帯の課税状況に応じて自己負担上限月額を設定します。
自立支援医療 (育成医療) < 郡山保健所 >	指定医療機関があります 一定所得以上の人を対象外になります	

<p>自立支援医療 (精神通院) &lt; 厚生福祉課 &gt;</p>	<p>一定の精神疾病のために、通院の 必要性が診断書をもとにして認めら れた人 指定医療機関があります 一定所得以上の人は対象外にな ります</p>	<p>通院診療にかかる自己負担分が1割と なり、世帯の課税状況に応じて自己負担 上限月額を設定します。</p>
<p>自立支援医療 (精神通院) 医療費助成金 &lt; 厚生福祉課 &gt;</p>	<p>自立支援医療(精神通院)を受給し ている人(ただし社保本人の受給者 を除く)</p>	<p>自立支援医療(精神通院)による自己負 担分を助成します。</p>
<p>特定疾患医療 &lt; 郡山保健所 &gt;</p>	<p>スモン・ベーチェット病など、厚生労 働省が指定した45種の難病患者</p>	<p>保険診療の自己負担分(重症認定患者 は全額)を助成します。</p>
<p>小児慢性疾患医療 &lt; 郡山保健所 &gt;</p>	<p>20歳未満で、慢性腎疾患などの指 定された11疾患群の小児慢性特 定疾患の患者</p>	<p>保険診療の自己負担分を助成します。 但し、入通院制限等があります。</p>

## 7) 年金・手当・貸付け

制 度	対 象 者	給 付 額	備 考
障害基礎年金 (国民年金) < 保険年金課 >	日本国内に住所があり、国民年金法に定める障害の程度(障害手帳の等級認定と異なる場合があります)に該当する人 おおむね以下の障害の該当者 : 身体障害者手帳 1～3級、及び4級の一部 : 療育手帳 A、及びBの一部 : 精神障害者保健福祉手帳 1級、及び2級の一部	< 1級年額 > 990,100 円  < 2級年額 > 792,100 円  年によって変動することがあります。	・所得制限あり ・納付要件あり ・65歳以上は不可 ・老齢基礎年金受給者は不可  共済年金・厚生年金は各々の年金事務所(社会保険事務所)にお問い合わせください。
特別障害給付金 < 保険年金課 >	: 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 : 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金・共済組合など)の配偶者	< 1級年額 > 598,200 円  < 2級年額 > 478,560 円	・所得制限あり ・老齢基礎年金受給者は不可
特別児童扶養手当 < こども福祉課 >	20歳未満の身体又は精神に中程度以上の障害をもつ児童を監護している父母、あるいは父母にかわってその児童を養育する人 おおむね以下の障害の該当者 : 身体障害者手帳 1～3級、及び4級の一部 : 療育手帳 A、及びBの一部 : 同じ程度の障害と認められる人	< 1級月額 > 50,750 円  < 2級月額 > 33,800 円	・所得制限あり ・施設入所者は不可 ・障害を理由とする公的年金受給者は不可

制 度	対 象 者	給 付 額	備 考
児童扶養手当 <こども福祉課>	下記の障害を有する父のいる 児童を監護する母、又は母に 代わって児童を養育する人 おおむね以下の障害の該当者 :身体障害者手帳1級、及 び2級の一部 :療育手帳 A : 同じ程度の障害と 認められる人	全額支給の場合 <児童1人 月額> 41,720 円 <児童2人 月額> 46,720 円 以下1人増す毎に 3,000 円加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得制限あり</li> <li>・施設入所者は不可</li> <li>・児童が、父の受ける 公的金の加算対象と なっているときは不可</li> <li>・母、養育者が公的年 金を受けることができ るときは不可</li> </ul>
障害児福祉手当 <厚生福祉課>	常時介護を要する 20 歳未満 の在宅重度障害児 おおむね以下の障害の該当者 :身体障害者手帳1～2級 :療育手帳 A の一部	月額 14,380 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得制限あり</li> <li>・施設入所者は不可</li> <li>・障害を理由とする公 的年金受給者は不可</li> </ul>
特別障害者手当 <厚生福祉課>	20 歳以上の在宅重度重複障 害者で、日常生活上特別な介 護を要する人	月額 26,440 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得制限あり</li> <li>・施設入所者は不可</li> <li>・3ヶ月以上継続入院 している人は不可</li> </ul>
大和郡山市 心身障害者(児) 介 護 手 当 <厚生福祉課>	次のいずれかに該当する障 害者を在宅で介護している人 ・寝たきりで常時介護が必要 な身体障害者 (医師の証明書が必要) ・18 歳未満の身体障害児 ・知的障害児・者	月額 3,000 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設入所者の介護者 は不可</li> <li>・3ヶ月以上継続入院 者の介護者は不可</li> </ul>
大和郡山市 外国人障害者 特別給付金 <厚生福祉課>	昭和 57 年1月1日現在、日本 国内に居住地登録をし、同日 以前に障害者手帳を有し、そ の障害程度が国民年金法第 30 条第 2 項の 1 級 2 級に該 当し、誕生日が昭和 37 年1月 1日以前の人で本市に外国人 登録があり、かつ居住する人	月額 20,000 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年額 24 万円以上の 年金受給者は不可</li> <li>・施設入所者は不可</li> <li>・生活保護者は不可</li> <li>・外国人高齢者特別給 付金受給者は不可</li> </ul>

制 度	対 象 者	給 付 額	備 考
貸付制度 ＜社会福祉協議会＞	身体障害者手帳又は療育手帳の所持者	1.身体障害者更生資金 ・生業費( 1 ) 2,800,000 円以内 ・技能習得費( 2 ) 1,300,000 円以内 2.身体障害者福祉資金 ・福祉機器購入費 1,200,000 円以内 ・自動車購入資金 2,000,000 円以内 ・住宅改修資金 2,500,000 円以内	1...特に必要と認められる時は 4,600,000 円以内を加算 2...貸付期間が6ヶ月超の場合、 月額150,000円以内を加算
心身障害者 扶養共済制度 ＜厚生福祉課＞	65歳未満の健康な保護者で、 身体・知的・精神障害者、又はこれと同程度と認められる 人を扶養する人	月額 20,000 円	・加入者(保護者)が掛金をし、保護者の死亡時に障害者本人に年金が支払われます

## 8) 税金等

### 所得税・住民税

**窓口 = 税務署・市役所税務課**

種 類	内 容 および 控除額
障 害 者 控 除 (特別障害者控除)	本人又はその控除対象配偶者、若しくは扶養親族が障害者の場合 ・特別障害者 ... 40 万円(所得税) 30 万円(住民税) ・障 害 者 ... 27 万円(所得税) 26 万円(住民税)
同居特別障害者 扶 養 控 除	同居している扶養親族、又は控除対象配偶者が特別障害者の場合 扶養控除、配偶者控除に加算する額 35 万円(所得税) 23 万円(住民税)

障害者本人の前年の合計所得額が 125 万円以下の場合、住民税は非課税になります。

所得税の窓口は税務署、住民税の窓口は市役所税務課です。

上の表で、特別障害者とは「身体障害者手帳1～2級」「療育手帳A」「精神障害者保健福祉手帳1級」のいずれかの手帳を所持する人、障害者とは「身体障害者手帳3～6級」「療育手帳B」「精神障害者保健福祉手帳2～3級」のいずれかの手帳を所持する人をさします。

### 事業税

**窓口 = 県税事務所**

重度の視力障害者(失明者、又は両眼の視力 0.06 以下の者)が行う「あんま・はり・きゅう」等医業に関する事業税は非課税になります。

### 相続税

**窓口 = 税務署**

相続により財産を取得したとき、相続人が障害者の場合は70歳に達するまでの年齢により、1年につき6万円(特別障害者は12万円)税額から控除されます。

### 少額預金等利子非課税制度

**窓口 = 各金融機関**

郵便貯金、銀行等の預貯金等及び公債であって、それぞれの制度につき元本又は額面 300 万円を限度として利子が非課税になります。申請は取引金融機関にしてください。

対象者 = 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者

手続き = いずれかの障害者手帳をもって各金融機関窓口まで

**自動車税・軽自動車税・自動車取得税**

窓口 = 普通自動車 自動車税事務所 軽自動車 市役所税務課
-----------------------------------

障害者本人が運転する場合、又は専ら障害者と生計を一にする人が運転し、当該障害者の通学・通院・通所・生業のため使用する場合は、所有する普通自動車・軽自動車のうち1台の自動車税・軽自動車税・自動車取得税が減免されます。対象者は以下の通りです。

障害区分	障害の級別		
	本人の運転	生計同一者の運転	常時介護者の運転
視覚障害		1～4級	
聴覚障害		2～3級	
平衡機能障害		3級	
音声機能障害 (咽頭摘出害のみ)	3級		
上肢機能障害 (含:脳原性運動機能障害、 上肢機能障害)		1～2級	
下肢機能障害 (含:脳原性運動機能障害、 移動機能障害)	1～6級		1～3級
体幹機能障害	1～5級		1～3級
内部機能障害		1～3級	
知的障害	A(重度・最重度)		
精神障害 (自立支援医療(精神通院) 受給者のみ)		1級	

自動車の所有者は障害者本人に限ります。ただし、所有権留保(割賦販売)の場合は、車検証の使用者欄に障害者本人の登録があれば可能です。

障害者が18歳未満の場合、知的障害者の場合、精神障害者の場合は、当該障害者と生計を一にする人の所有でも可。

手続き = 障害者手帳・運転免許証・自動車検査証・印鑑・生計同一証明書(本人運転の場合は不要)を持って、自動車税事務所または市役所税務課まで。

自動車の新規登録・名義変更等は別途手続きが必要です。運輸支局へご確認ください。

**生計同一証明書の発行手続き(本人運転の場合は不要)**

窓口 = 厚生福祉課
------------

: 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

: 運転免許証

: 障害者手帳所持者と運転免許証所持者の住所が異なるときは、民生委員証明書

: 通院証明書(診察券不可) / 通学証明書 / 通所証明書 / 通勤証明書(事業主発行) / 事業証明書(市役所税務課発行)のうち、いずれか1つの証明書



## 9) 各種料金の割引

### 鉄道運賃の割引

駅の窓口で手帳を提示して、乗車券を購入して下さい。また、第1種障害者が介護者と乗車するときに限り、券売機で小児運賃切符を購入することも可能です。そのときは切符と一緒に改札で障害者手帳を提示して下さい。

		第1種障害者	第2種障害者	割引率	
普通乗車券	お一人で	100kmを超える場合のみ割引が適用されます			5割
	介護者と	距離に関係なく 2人とも対象	×		
定期券	介護者と	小児は介護者のみ 対象	×	小児は介護者のみ 対象	
回数券 急行券	介護者と	距離に関係なく 2人とも対象	×		

小児(12歳未満)は小児運賃の5割引です(小児定期乗車券は割引されません)。

グリーン車・特急料金・寝台料金は割引されません。

非接触型ICカード(PiTaPa、ICOCA等)の利用時は割引されません。

お一人で利用される場合、定期券・回数券・急行券は割引されません。

### バス運賃の割引(一般路線バス)

普通運賃・バスカード(ひまわりバスカードを除く)については、支払いの際に手帳を提示して下さい。回数券・定期券は、購入の際に手帳を販売窓口に表示して下さい。

		第1種障害者	第2種障害者	割引率
普通運賃、バスカード 回数券、定期券	単 独			5割
	介護者と		×	(定期券は3割)

奈良交通の非接触型ICカード(CICA)の利用時は、支払い時の申し出により割引されます。

なお、障害者用のCICAも営業所で販売しています。

### バス運賃の割引(大和郡山市コミュニティバス「元気城下町号」)

身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者が市内を巡回するコミュニティバス(元気城下町号、13人乗り)を利用される際、障害者手帳を運転手に提示することで、本人運賃が無料になります。

第1種障害者は、本人とその介護者の運賃が無料となります。

## タクシー運賃の割引 (タクシー協会に加入しているタクシーのみ、全国共通)

タクシーに乗車した際、手帳を提示して下さい。市役所での手続きは不要です。

対象者 = 身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの人

費用 = 1割引

## タクシー運賃の助成 (福祉タクシー券の交付)

**窓口:厚生福祉課**

基本料金のうち最大 600 円を助成するタクシー券冊子を交付します。

対象者 = : 視覚障害、下肢機能障害、体幹機能障害、内部障害の人で、それぞれの等級が1級～3級の人

(聴覚障害、上肢機能障害1～3級の人を対象外)

: 療育手帳Aの人

: 精神障害者保健福祉手帳1級の人

利用限度 = 1人年間 48 枚以内(タクシー業者の指定あり)

申請方法 = 障害者手帳・印鑑を提示の上、券の交付を受けて下さい

## 航空運賃(国内線)の割引

身体障害者手帳又は療育手帳を航空券販売窓口に表示して下さい。

対象者 = : 第1種障害者は、満 12 歳以上の本人とその介護者

: 第2種障害者は、満 12 歳以上の本人のみ

割引率は各航空会社で異なりますので、事前に各社にお問い合わせ下さい

## 有料道路通行料金の割引

**窓口 = 厚生福祉課**

身体・知的障害者が自ら乗用車を運転して所定の有料道路を通行するとき、通常料金の5割引になります。例外的に第1種の障害者手帳所持者のみ、介護者の運転でも割引になります。

対象の車 = 障害者本人又は家族等が所有する乗用車

法人所有車両、レンタカー、軽トラック、代車は対象外

利用方法 = 厚生福祉課で車の登録をし、手帳に有効期間の記載を受けて下さい。

(第1種障害者の記載)

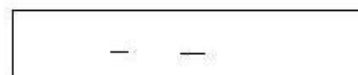
(第2種障害者の記載)

有料道路割引 **介護**



年 月 日まで有効  
大和郡山市福祉事務所

有料道路割引



年 月 日まで有効  
大和郡山市福祉事務所

必要書類 = 身体障害者手帳又は療育手帳・自動車検査証・本人運転の場合は免許証  
(ETCを利用される場合は、セットアップ証明書、本人名義のETCカードも必要)

有効期間 = 申請日から2回目の誕生日まで

期限の切れる2ヶ月前から、厚生福祉課で更新手続きをして下さい。

ETC利用申請をされた場合のみ、ETC登録係から更新案内が届きます。

## NHK放送受信料の減免

**窓口：厚生福祉課**

- 全額免除 = 1) 身体障害者手帳所持者の属する世帯員全員が市民税非課税  
2) 療育手帳所持者の属する世帯員全員が市民税非課税  
3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の属する世帯員全員が市民税非課税
- 半額免除 = 1) 1～2級の身体障害者手帳所持者が世帯主  
(ただし視覚・聴覚障害者は3～6級の人も対象)  
2) 療育手帳A所持者が世帯主  
3) 精神障害者保健福祉手帳1級所持者が世帯主
- 手 続 き = 身体障害者手帳 / 療育手帳 / 精神障害者保健福祉手帳と印鑑を  
もって窓口で証明の交付を受けて下さい(全額免除で1年以内の転  
入者の場合は、前住所地での世帯全員の非課税証明書も必要)

## 点字郵便物の無料扱い

**窓口 = 日本郵政グループ(郵便局)**

次の郵便物で、封筒の一部が開封され、名あて面上部の右すみに「点字郵便物」と表記された郵便物は、送料が無料になります。

: 盲人用点字郵便物

: 盲人用録音テープ・点字出版物で、総務大臣の指定する点字図書館、点字出版施設などから差し出し、又はこれらの施設宛に差し出されるもの

## 電話番号の無料案内

**窓口 = NTT支店又は営業所**

あらかじめNTTの窓口申請して登録した暗証番号を告げることで、無料で番号案内を受けられます。お問い合わせは、フリーダイヤル 0120-104-174 まで。

対象者 = 視覚障害者1～6級、肢体不自由1・2級(下肢を除く)、知的障害者、精神障害者

手続き = NTT支店又は営業所において、障害者手帳の提示をするとともに、申請書を記入(郵送も可)

## 携帯電話の障害者割引

**窓口 = 各携帯電話会社**

身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者で携帯電話の名義人となっている人は、申請によって基本使用料金等の割引を受けられます。

割引の有無・割引内容は各会社で異なります。

## 10) 施設の利用について

### 利用施設

施設名 / 所在地等	内 容
大和郡山市社会福祉会館 (大和郡山市社会福祉協議会)  〒639-1005 大和郡山市植槻町 3-8 Tel :0743-53-6531 Fax:0743-55-0986	障害者(児)団体・ボランティアグループの会議や打ち合わせを行う会議室、及び講演会や映画などが行える研修室があります。また、通所による機能回復訓練も行っています。
奈良県心身障害者福祉センター  〒636-0344 磯城郡田原本町宮森 34-3 Tel :0744-33-3393 Fax:0744-33-1199	体育館、プール、簡易宿泊所、会議室、研修室、講習室、機能訓練室などの設備があります。
奈良県社会福祉総合センター  〒630-0061 橿原市大久保町 320-11 Tel :0744-29-0111 Fax:0744-29-0101	福祉情報センター、福祉研修センター、ボランティアセンターなどのほか、大ホールなどの会議室、研修室などの設備があります。視覚障害者福祉センター等の事務所も入っています。  奈良県視覚障害者福祉センター(0744-29-0123) 点字図書館、講習室、会議室等の設備があり、視覚障害者に対する録音図書や点字図書の貸出し、各種講習会、訓練等を行っています。  奈良県心身障害者歯科衛生診療所(0744-29-0115) 一般の医療機関で受診困難な心身障害児・者を対象に、予約制で相談・治療を行っています(厚生福祉課で受付け)。診察は木曜日と隔週日曜日の 13～16 時です。

## 1 1 ) 関係団体

### 障害者団体・家族会

市内の障害者団体として、心身障害者(児)連絡協議会があります。その中で6つの団体が活動しており、団体名称・代表者は以下の通りです。

団体名称	代表者	代表者住所	連絡先
身体障害者福祉協会	田村 雅勇	車町 23	52-5636
聴覚障がい者協会	岡本 成満	西岡町 9-15	53-2946(FAX)
視覚障害者協会	中村 滋	東岡町 23	52-3557
肢体不自由児・者父母の会	出雲 晋治	九条町 521-3	52-0280
手をつなぐ育成会	岡本 千鶴	東岡町 20	52-2153
郡山さくら会	仲田 昭七 (会長代理)	千日町 41-3	53-1676
中途失聴者・難聴者協会	安藤 法子	矢田山町 65-6	54-6797

### ボランティア団体

社会福祉会館を起点に、市内のボランティア団体が活動しています。障害者へのボランティア活動として、主に次のものがあります。

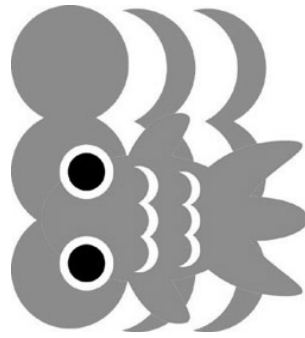
- ・OHP金魚 中途失聴者・難聴者に対する要約筆記
- ・視覚障害者協会 月1回の社会福祉会館でのマッサージ奉仕
- ・手和の会 聴覚障害者協会への協力・支援、手話の実習
- ・そよ風 パーキンソン病患者・家族の会の支援
- ・たけのこの集い ひかり園でのアルミ缶回収の協力
- ・つぼみ 精神障害者に対するボランティア活動
- ・ともしび 点字図書制作、点訳講習会への講師派遣
- ・にんじん 市内福祉施設へのイベント協力
- ・パソコンクラブ123 障害者に対するパソコン指導
- ・花の集い 身体障害者への配食サービス、お城まつりの車いす貸出
- ・福ふく 市内福祉施設へのイベント協力
- ・くさぶえ 視覚障害者に対する「つながり」の音訳、「白い杖」の作成、視覚障害者との交流会、図書館での対面朗読
- ・ゆずり葉 ひかり園、筒井寮でのボランティア活動
- ・わかくさ ひかり園でのボランティア活動

# 12) 各種制度一覽表

凡例： ■ 該当、 ■ 一部該当	日常生活の援助										社会参加										医療									
	補装具費の支給（交付・修理）	紙おむつ及びおむつカバーの支給	訪問看護	機能回復訓練（スポーツトレーニング教室）	119番登録制度	訪問理容サービス	点字シールの貼付	福祉機器の貸出（短期）	点字シールの貼付	訪問理容サービス	手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣	自動車運転免許取得費の助成	自動車改造費の助成	駐車禁止除外指定車標章の交付	中途失明者の緊急生活訓練	盲導犬及び介助犬の貸与	九条公園プールの無料利用	郵便による不在者投票	ふれあい教室	心身障害者医療・重度心身障害老人等医療	後期高齢者医療	母子医療	自立支援医療（更生医療・育成医療）	自立支援医療（精神通院）	自立支援医療（精神通院）医療費助成金	特定疾患医療	小児慢性疾患医療			
身 体 障 害	視覚障害	1																												
		2																												
		3																												
		4																												
		5																												
		6																												
	聴覚障害	2																												
		3																												
		4																												
		6																												
	平衡機能	3																												
		5																												
	音声言語	3																												
		4																												
	肢体不自由	1																												
		2																												
		3																												
		4																												
		5																												
		6																												
内部障害	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
知的障害	A																													
	B																													
精神障害	1																													
	2																													
	3																													
制限	所得制限																													
	年齢制限																													

		年金・手当・貸付						税金等				各種料金の割引																		
		障害基礎年金	特別障害給付金	特別児童扶養手当	児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当	大和郡山市心身障害者（児）介護手当	大和郡山市外国人障害者特別給付金	貸付制度	心身障害者扶養共済制度	所得税・住民税	事業税	相続税	少額預金等利子非課税制度	自動車税・軽自動車税・自動車取得税	鉄道・タクシー運賃の割引	バス運賃の割引	タクシー運賃の助成（福祉タクシー券の交付）	航空運賃（国内線）の割引	有料道路運賃料金の割引	NHK放送受信料の減免	点字郵便物の無料取扱い	電話番号の無料案内	携帯電話の障害者割引					
凡例： 「該当」、「一部該当」	視覚障害	1																												
		2																												
		3																												
		4																												
		5																												
		6																												
	聴覚障害	2																												
		3																												
		4																												
		5																												
		6																												
		6																												
	平衡機能	3																												
		5																												
		3																												
		4																												
		3																												
		4																												
	肢体不自由	1																												
		2																												
		3																												
		4																												
		5																												
		6																												
	内部障害	1																												
		2																												
		3																												
		4																												
知的障害	A																													
	B																													
精神障害	1																													
	2																													
	3																													
制限	所得制限																													
	年齢制限																													

平和のシンボル、金魚が泳ぐ城下町。



大和郡山市

### 大和郡山市民憲章

わたくしたちの大和郡山市は、豊かな自然と悠久の歴史に生まれ、明日に向けて歩みつづける希望のまちです。わたくしたち市民は、より平和で夢と誇りに満ちたまちをめざし、ここに市民憲章を定めます。

1. 進んでまちづくりに参加し ともに住みよいまちをつくります
2. 恵まれた自然を大切にし 清潔で美しいまちをつくります
3. 多彩な産業を生かし 活力に満ちたまちをつくります
4. 歴史に学び 文化を誇る 豊かな郷土をつくります
5. お互いを尊重し 平和であたたかい社会をつくります

「ふれあい」 障害福祉のご案内 編集・発行

大和郡山市 厚生福祉課 障害福祉係

〒639-1198 大和郡山市北郡山町 248 番地 4

TEL 0743-53-1151 ( 内 535・538 )

FAX 0743-55-2351

URL <http://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/>